

平成29年第3回

小松市議会定例会議案

平成29年(2017年)9月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第54号	平成29年度小松市一般会計補正予算(第3号)……………	1
議案第55号	平成29年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)……………	7
議案第56号	公立小松大学入学料等徴収条例について……………	11
議案第57号	小松市公立大学法人評価委員会条例について……………	13
議案第58号	公立大学法人公立小松大学に係る重要な財産を定める条例について…	17
議案第59号	小松市税条例の一部を改正する条例について……………	19
議案第60号	小松市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について……………	21
議案第61号	小松市体育施設条例の一部を改正する条例について……………	25
議案第62号	公立大学法人公立小松大学定款の制定について……………	27
議案第63号	財産の出資について……………	41
議案第64号	工事請負契約について……………	45
議案第65号	工事請負契約の一部変更について……………	47
議案第66号	工事請負契約の一部変更について……………	49
議案第67号	財産の取得について……………	51
議案第68号	市道路線の変更について……………	53
議案第69号	市道路線の廃止について……………	55
議案第70号	専決処分の承認を求めることについて……………	57
議案第71号	平成28年度小松市歳入歳出決算の認定について……………	65
議案第72号	平成28年度小松市公営企業会計決算の認定について……………	67
議案第73号	平成28年度小松市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について……	69
報告第12号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	71
報告第13号	専決処分の報告について……………	73

議案第54号

平成29年度小松市一般会計補正予算 (第3号)

平成29年度小松市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286,697千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,392,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	6,300,000	59,000	6,359,000
	1 地方交付税	6,300,000	59,000	6,359,000
13	分担金及び負担金	243,887	3,500	247,387
	1 分担金	44,176	3,500	47,676
14	使用料及び手数料	606,349	130,000	736,349
	2 手数料	204,073	130,000	334,073
15	国庫支出金	9,340,628	1,100	9,341,728
	2 国庫補助金	5,110,298	1,100	5,111,398
16	県支出金	3,321,941	25,000	3,346,941
	2 県補助金	1,148,107	25,000	1,173,107
18	寄附金	278,706	26,368	305,074
	1 寄附金	278,706	26,368	305,074
20	繰越金	143,868	4,838	148,706
	1 繰越金	143,868	4,838	148,706
21	諸収入	642,573	591	643,164
	4 雑入	442,361	591	442,952
22	市債	6,279,400	36,300	6,315,700
	1 市債	6,279,400	36,300	6,315,700
	歳 入 合 計	47,106,199	286,697	47,392,896

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,049,446	140,700	4,190,146
	1 総務管理費	3,536,621	140,700	3,677,321
3	民生費	14,316,190	3,100	14,319,290
	1 社会福祉費	6,626,582	1,100	6,627,682
	2 児童福祉費	6,791,167	2,000	6,793,167
6	農林水産業費	1,320,922	40,000	1,360,922
	1 農業費	1,034,802	40,000	1,074,802
7	商工費	832,502	20,000	852,502
	1 商工費	832,502	20,000	852,502
8	土木費	6,962,160	32,900	6,995,060
	4 都市計画費	1,751,036	32,900	1,783,936
9	消防費	1,396,123	3,791	1,399,914
	1 消防費	1,396,123	3,791	1,399,914
10	教育費	4,328,744	46,206	4,374,950
	1 教育総務費	529,279	300	529,579
	4 高等学校費	484,853	100	484,953
	5 社会教育費	1,393,093	10,306	1,403,399
	6 保健体育費	1,018,514	35,500	1,054,014
	歳 出 合 計	47,106,199	286,697	47,392,896

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
親 水 ス ポ ー ツ 公 園 整 備 費	平成30年度	300,000

第3表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市単土地費 改良費	12,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	15,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
水利施設費 改修費	16,700				18,900			
栗津駅西側線 整備費	18,800				44,700			
親水スポーツ 公園整備費	22,500				40,500			
臨時財政 対策債	1,870,000				1,857,000			
計	6,279,400				6,315,700			

平成29年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第2号）

平成29年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,771千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,956,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	支払基金交付金	2,651,700	5,029	2,656,729
	1 支払基金交付金	2,651,700	5,029	2,656,729
8	繰越金	1	136,742	136,743
	1 繰越金	1	136,742	136,743
	歳 入 合 計	9,815,000	141,771	9,956,771

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	諸支出金	2,861	141,771	144,632
	1 償還金及び還付加算金	2,861	141,771	144,632
	歳 出 合 計	9,815,000	141,771	9,956,771

公立小松大学入学料等徴収条例について

公立小松大学入学料等徴収条例を次のように制定する。

公立小松大学入学料等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公立小松大学の入学料及び入学検定料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学料等の徴収)

第2条 本市は、公立小松大学に入学しようとする者から前条の入学料（以下「入学料」という。）を、入学試験を受けようとする者から同条の入学検定料（以下「入学検定料」という。）を徴収する。

(入学料等の額)

第3条 入学料及び入学検定料の額は、別表のとおりとする。

(入学料等の徴収の時期)

第4条 入学料の徴収時期は入学手続の際に、入学検定料の徴収時期は入学願書を受理する際とする。

(入学料の免除)

第5条 市長は、経済的理由その他の入学料の納付が困難である理由があると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(入学料等の還付)

第6条 既に徴収した入学料及び入学検定料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

区分		金額
入学料	市内者	282,000円
	市外者	423,000円
入学検定料		17,000円

備考

- 1 この表において「市内者」とは、入学しようとする者又は入学しようとする者の1親等の親族が入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上本市の区域内に住所を有している者その他これらの者に準じる者として市長が認める者をいう。
- 2 この表において「市外者」とは、市内者以外の者をいう。

議案第57号

小松市公立大学法人評価委員会条例について

小松市公立大学法人評価委員会条例を次のように制定する。

小松市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、小松市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第3条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例の施行後最初の会議及び委員の任期満了後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市民ギャラリー運営委員会委員	日額 7,200
----------------	----------

」を

「

市民ギャラリー運営委員会委員	日額 7,200
小松市公立大学法人評価委員会委員 (臨時委員を含む。)	日額 7,200

」に改める。

議案第58号

公立大学法人公立小松大学に係る重要な財産を定める条例について

公立大学法人公立小松大学に係る重要な財産を定める条例を次のように制定する。

公立大学法人公立小松大学に係る重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、公立大学法人公立小松大学に係る重要な財産を定めるものとする。

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可の申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）とする。

(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)

第3条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第59号

小松市税条例の一部を改正する条例について

小松市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第64条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第64条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、
2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1
とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1
とする。

附則第3条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第12条の2第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第8項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第

15条第37項」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第44項で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 小松市税条例第64条の次に1条を加える改正規定 公布の日
- (2) 小松市税条例附則第3条の3第1項の改正規定 平成31年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第60号

小松市生涯学習センター条例の一部を 改正する条例について

小松市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

小松市生涯学習センター条例（平成14年小松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第9条中「（以下「使用料」という。）」の次に「及び規則で定める附属設備等使用料」を加える。

第17条を第20条とし、第16条を第19条とし、同条の前に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合にあっては、第6条から第12条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条から第11条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) センターの使用の承認に関すること。
- (3) 第3条第2項に定める事業の実施に関すること。

(4) その他センターの管理上市長が必要があると認める業務

(利用料金の收受等)

第18条 市長は、第16条の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が別表2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表2中

「 小松市第一地区コミュニティセンター

使用の区分		使用料の額		
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)
第一地区 コミュニティ 供用 施設	ミーティングルーム	200円	200円	200円
	アクティブルーム	200円	200円	200円
	工作室	200円	200円	200円
	視聴覚室	200円	200円	200円
	調理実習室	200円	200円	200円
	多目的ホール1	200円	200円	200円
	多目的ホール2	200円	200円	200円
	会議室2	200円	200円	200円
	会議室3	200円	200円	200円
	会議室4	200円	200円	200円
会議室5	200円	200円	200円	

	学習室 1 (和室)	200円	200円	200円
	学習室 2 (和室)	200円	200円	200円

「 小松市第一地区コミュニティセンター

施設の区分		使用の区分	使用料の額		
			午前 (午前 9 時 から正午ま で)	午後 (午後 1 時 から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時 から午後 10 時まで)
第一地区 コミュニ ティ供用 施設	談話室 1		200円	200円	200円
	談話室 2		200円	200円	200円
	談話室 3		200円	200円	200円
	談話室 4		200円	200円	200円
	アクティブルーム		200円	200円	200円
	アトリエ		200円	200円	200円
	まなびラボ		200円	200円	200円
	クッキングスタジ オ		200円	200円	200円
	ホールA		200円	200円	200円
	ホールB		200円	200円	200円
	セミナールームA		200円	200円	200円
	セミナールームB		200円	200円	200円
	セミナールームC		200円	200円	200円
	はつらつルーム 1		200円	200円	200円
	はつらつルーム 2		200円	200円	200円
ボランティアルー ム		200円	200円	200円	

改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

議案第61号

小松市体育施設条例の一部を改正する 条例について

小松市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市体育施設条例の一部を改正する条例

小松市体育施設条例（昭和53年小松市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小松市城南テニスコートの項を削る。

別表第1小松市城南テニスコートの項を削る。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

議案第62号

公立大学法人公立小松大学定款の制定 について

次のとおり公立大学法人公立小松大学定款を制定したいので、地方独立行政
法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定により、議会の議決を求める。

公立大学法人公立小松大学定款

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 法人の組織

第1節 役員（第8条－第13条）

第2節 理事会（第14条－第17条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第18条－第21条）

第2節 教育研究審議会（第22条－第25条）

第4章 業務の範囲及び執行（第26条・第27条）

第5章 資本金等（第28条・第29条）

第6章 委任（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。
以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、管理することにより、南加
賀における教育研究の中心として、幅広い知識と深い専門の学術を教授研究

し、地域と世界で活躍する人間性豊かな人材の育成を図るとともに、成果の還元に努め、広く社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人公立小松大学（以下「法人」という。）とする。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、公立小松大学（以下「大学」という。）を設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、小松市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を小松市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告)

第7条 法人の公告は、小松市掲示場に掲示して行う。

第2章 法人の組織

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 理事 4人以内
- (4) 監事 2人以内

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第14条第1項に規定する理事会の議を経るものとする。

- 3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 6 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 7 監事は、法人の業務を監査する。
- 8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は小松市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長及び副理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

- 2 副理事長は、理事長が任命する。

（学長の任命）

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

- 2 学長の選考を行うため、学長選考会議（以下この節において「選考会議」という。）を置く。
- 3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
- 4 前項の規定により任命された学長は、前条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、次に掲げる委員各3人をもって構成する。
 - (1) 第18条第1項に規定する経営審議会を構成する者（学長である副理事長を除く。）のうちから、当該経営審議会において選出された者
 - (2) 第22条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者（学長を除く。）のうちから、当該教育研究審議会において選出された者
- 6 前項第1号の委員には、次条第2項に規定する者が含まれるようにするものとする。

- 7 選考会議に議長を置き、第5項各号の委員の互選によりこれを定める。
- 8 議長は、選考会議を主宰する。
- 9 前4項に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第12条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、市長が任命する。

(役員任期)

第13条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、2年とする。ただし、学長である副理事長の任期は、学長の任期によるものとする。
- 3 理事の任期は、2年とする。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 5 役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第14条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により法人が市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）、中期計画（法第26条第1項の規定により法人が作成する計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会（以下この節において「経営審議会」という。）を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員（以下この節において「委員」という。）10人以内をもって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事又は職員
 - (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するも

ののうちから、理事長が任命する者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員については、当該役員の任期とする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員（理事長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第20条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

- (6) 職員の定数その他の人事の方針に関する事項
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第22条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会（以下この節において「教育研究審議会」という。）を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員（以下この節において「委員」という。）14人以内をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長を置くときは、副学長
- (3) 学部長
- (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
- (5) その他学長が指名する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号から第4号までに掲げる委員については、当該職にある期間とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第23条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員（学長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があつたときは、教育研究審議회를招集しなければならない。

(議事)

第24条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

(審議事項)

第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 学則（教育研究に関する部分に限る。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成方針に関する事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第26条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動及び社会貢献活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 大学における教育研究の成果を発信し、その活用を促進すること。

(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第27条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第28条 法人の資本金については、別表に掲げる資産を小松市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として小松市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第29条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを小松市に帰属させる。

第6章 委任

(規程への委任)

第30条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長の任命に関する特例等)

2 第11条第3項の規定にかかわらず、大学の設置後最初の学長の任命は、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。

3 前項の規定により任命された学長は、第10条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

4 第13条第2項ただし書の規定にかかわらず、大学の設置後最初の学長となる副理事長の任期は、4年とする。

(短期大学の設置)

5 法人は、第3条に規定するもののほか、この定款の施行の日の前日において学校法人小松短期大学が設置した小松短期大学に在学する者が当該大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、小松短期大学（以下「短期大学」という。）を設置する。

（短期大学の学長）

6 短期大学の学長は、理事長と別に任命するものとする。

7 短期大学の学長の選考を行うため、短期大学学長選考会議（以下「短期大学学長選考会議」という。）を置く。

8 短期大学の学長は、短期大学学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

9 前項の規定にかかわらず、短期大学の設置後最初の短期大学の学長の任命は、短期大学学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。

10 前2項の規定により任命された短期大学の学長は、第10条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。この場合において、当該任命された短期大学の学長である副理事長は、第8条第2号の定数には含めないものとする。

11 第11条第5項から第9項までの規定は、短期大学学長選考会議について準用する。この場合において、第11条第5項第2号中「第22条第1項に規定する教育研究審議会」とあるのは「附則第14項の規定による短期大学教育研究審議会」と読み替えるものとする。

12 第13条第2項ただし書の規定は、附則第8項の規定により短期大学の学長となる副理事長の任期について準用する。この場合において、第13条第2項ただし書中「学長」とあるのは「附則第5項に規定する短期大学の学長」と読み替えるものとする。

13 前項の規定にかかわらず、短期大学の設置後最初の短期大学の学長となる副理事長の任期は、2年とする。

（短期大学教育研究審議会）

14 短期大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、短期大学教育研究審議会（以下「短期大学教育研究審議会」という。）を置く。

15 短期大学教育研究審議会は、次に掲げる委員10人以内をもって構成する。

- (1) 短期大学の学長
- (2) 短期大学に副学長を置くときは、短期大学の副学長
- (3) 短期大学の教育研究上の重要な組織の長のうち、短期大学の学長が指名する者
- (4) その他短期大学の学長が指名する者

16 第22条（第1項及び第2項を除く。）から第25条までの規定は、短期大学教育研究審議会について準用する。この場合において、第22条第3項ただし書中「前項第1号から第4号までに掲げる委員」とあるのは「附則第15項第1号から第3号までに掲げる委員」と、第23条及び第24条第1項中「学長」とあるのは「附則第5項に規定する短期大学の学長」と、第25条第9号中「大学」とあるのは「附則第5項に規定する短期大学」と読み替えるものとする。

（短期大学の廃止及び設置に関する規定の失効）

17 短期大学は、附則第5項に規定する者が短期大学に在学しなくなる日をもって廃止し、同項から前項までの規定は、同日以後その効力を失うものとする。

別表（第28条関係）

1 土地

所在地	地目	面積 (単位：㎡)
小松市四丁町又1番3	学校用地	19,623
小松市四丁町又1番10	学校用地	41
小松市四丁町又1番11	学校用地	58
小松市四丁町リ1番7	学校用地	2,104
小松市四丁町リ1番16	学校用地	40

小松市四丁町ル1番1	学校用地	9,064
小松市四丁町ル1番5	学校用地	58
小松市四丁町ル1番6	学校用地	129
小松市月津町か107番	学校用地	23
小松市月津町か109番	学校用地	761
小松市月津町ヲ93番1	学校用地	1,287
計		33,188

2 建物

所在地	名称	構造	延床面積 (単位：m ²)	備考
小松市四丁町ヌ1番地 3、1番地 10、1番地	校舎	鉄筋コンクリート 造亜鉛メッキ鋼板 葺3階建	6,056.21	
11 小松市四丁町リ1番地 7、1番地	体育館	鉄筋コンクリート 造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	1,141.44	(附属建物)
16 小松市四丁町ル1番地 1、1番地	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	42.25	(附属建物)
5	クラブ室	鉄筋コンクリート 造陸屋根平家建	204.61	(附属建物)
小松市月津町か109番地	教室	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	384.38	(附属建物)

小松市四丁 町又1番地 3	寄宿舎	鉄筋コンクリート 造陸屋根4階建	1,434.57	
小松市向本 折町へ14番 地1	校舎	鉄筋コンクリート 造陸屋根3階建	2,548.54	
計			11,812.00	

議案第63号

財産の出資について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により，下記のとおり財産を出資の目的とすることについて，議会の議決を求める。

記

1 出資の目的

公立大学法人公立小松大学の設立のため

2 出資する財産の表示

(1) 土地

所在地	地目	面積 (単位：㎡)
小松市四丁町ヌ1番3	学校用地	19,623
小松市四丁町ヌ1番10	学校用地	41
小松市四丁町ヌ1番11	学校用地	58
小松市四丁町リ1番7	学校用地	2,104
小松市四丁町リ1番16	学校用地	40
小松市四丁町ル1番1	学校用地	9,064
小松市四丁町ル1番5	学校用地	58
小松市四丁町ル1番6	学校用地	129
小松市月津町か107番	学校用地	23
小松市月津町か109番	学校用地	761
小松市月津町ヲ93番1	学校用地	1,287
計		33,188

(2) 建物

所在地	名称	構造	延床面積 (単位：㎡)	備考
小松市四丁町 ヌ1番地3, 1番地10, 1 番地11	校舎	鉄筋コンクリ ート造亜鉛メ ッキ鋼板葺3 階建	6,056.21	
小松市四丁町 リ1番地7, 1番地16	体育館	鉄筋コンクリ ート造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	1,141.44	(附属建物)
小松市四丁町 ル1番地1, 1番地5	車庫	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	42.25	(附属建物)
小松市月津町 か109番地	クラブ室	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 平家建	204.61	(附属建物)
	教室	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	384.38	(附属建物)
小松市四丁町 ヌ1番地3	寄宿舎	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 4階建	1,434.57	
小松市向本折 町へ14番地1	校舎	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 3階建	2,548.54	
計			11,812.00	

3 出資する財産の評価額

(1) 土地 315,290,000円

(2) 建物 949,060,000円

4 出資の相手方

公立大学法人公立小松大学

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市庁舎電気設備改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金226,864,800円
- 4 契約の相手方 第一・今出特定建設工事共同企業体
代表者 小松市北浅井町乙5番地1
第一電機工業株式会社 小松営業所
所長 福野 佳宏
構成員 小松市芦田町二丁目36番地
株式会社今出電気商会
代表取締役 今出 眞稔

議案第65号

工事請負契約の一部変更について

平成28年第2回小松市議会定例会において議決された議決第80号「工事請負契約について（小松市産業団地造成工事）」のうち、その一部を次のように変更する。

契約金額「金279,720,000円」を「金281,556,000円」に改める。

議案第66号

工事請負契約の一部変更について

平成28年第5回小松市議会定例会において議決された議決第130号「工事請負契約について（小松市産業団地造成工事（その2）」のうち、その一部を次のように変更する。

契約金額「金181,116,000円」を「金202,608,000円」に改める。

議案第67号

財産の取得について

小松市の消防施設整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 取得する価格 | 金30,207,600円 |
| 3 契約の相手方 | 金沢市浅野本町口128番地
株式会社日産プリンス金沢
代表取締役 小杉 雄二 |

議案第68号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、下記の市道を変更する。

記

整理番号	新旧の別	路線名	起点 終点	延長	幅員	主要な経過地
栗津 21-145	旧	馬場西荒谷線	馬場町ル56番1地先 馬場町3字5番3地先	メートル 1,384.6	メートル 3.0～6.5	
	新	馬場西荒谷線	馬場町ル56番1地先 馬場町り25番地先	972.8	4.5～6.5	

議案第69号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、下記の市道を廃止する。

記

整理 番号	路線名	起 終 点 点	延長	幅員	主要な 経過地
芦城 02-103	高架側道5号線	土居原町5番10地先 土居原町5番10地先	メートル 104.0	メートル 8.0～12.0	

議案第70号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決第1号 小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

専決第2号 平成29年度小松市一般会計補正予算（第2号）

専決第1号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年6月30日

小松市長 和田 慎司

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小松市特別職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

33 この条例にかかる副市長の給料月額は、平成29年7月1日から平成30年3月31日までの間第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

34 前項の規定は、小松市特別職の職員の退職手当に関する条例に規定する退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（調整規定）

2 小松市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年小松市条例第16号）によって改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年6月30日

小 松 市 長 和 田 慎 司

平成29年度小松市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度小松市一般会計補正予算 (第2号)

平成29年度小松市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ456千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,106,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20	繰越金	144,324	△456	143,868
	1 繰越金	144,324	△456	143,868
	歳 入 合 計	47,106,655	△456	47,106,199

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,049,902	△456	4,049,446
	1 総務管理費	3,537,077	△456	3,536,621
	歳 出 合 計	47,106,655	△456	47,106,199

議案第71号

平成28年度小松市歳入歳出決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年度小松市一般会計歳入歳出決算

平成28年度小松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度小松市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度小松市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度小松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度小松市公債管理特別会計歳入歳出決算

平成28年度小松市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度小松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第72号

平成28年度小松市公営企業会計決算の 認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年度小松市水道事業会計決算

平成28年度小松市公共下水道事業会計決算

平成28年度国民健康保険小松市民病院事業会計決算

議案第73号

平成28年度小松市公営企業会計未処分 利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり平成28年度小松市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

記

1 未処分利益剰余金の額

526,954,527円

2 未処分利益剰余金の処分

(1) 減債積立金への積立て

200,000,000円

(2) 建設改良積立金への積立て

150,000,000円

(3) 震災対策積立金への積立て

130,000,000円

(4) 資本金への組入れ

20,000,000円

3 翌年度繰越利益剰余金の額

26,954,527円

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

（「－％」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。）

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	15.6％
将来負担比率	164.9％

2 資金不足比率

（「－％」は、資金の不足額がないことを示す。）

小松市簡易水道事業特別会計	－％
小松市農業集落排水事業特別会計	－％
小松市工業団地造成事業特別会計	－％
小松市水道事業会計	－％
小松市公共下水道事業会計	－％
国民健康保険小松市民病院事業会計	－％

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第3号 小松市営土地改良事業賦課金等徴収条例の一部を改正する
条例

専決第4号 小松市都市公園条例の一部を改正する条例

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年8月4日

小 松 市 長 和 田 慎 司

小松市営土地改良事業賦課金等徴収条例の一部を改正する条例

小松市営土地改良事業賦課金等徴収条例の一部を改正する条例

小松市営土地改良事業賦課金等徴収条例（昭和49年小松市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第113条の2第2項」を「法第113条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）附則第1条の政令で定める日から施行する。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年8月4日

小 松 市 長 和 田 慎 司

小松市都市公園条例の一部を改正する条例

小松市都市公園条例の一部を改正する 条例

小松市都市公園条例（昭和32年小松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第22条中「法第5条の3」を「法第5条の11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。